

# 第 31 回太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成 25 年 7 月 10 日 (水) 19:00~

於 市役所 4 階 402 会議室

出席者：原田・大藤・中島・大森・笠利・古賀・平嶋・前田・御笹・山崎

欠席者：

1. 開会 (19時~)

2. ニュースについて (19時05分~)

3. 要素化成果の検証 (19時30分~)

4. その他 (20時30分)

# 太宰府市自治基本条例(仮称)

## まちづくり市民会議 ニュース

# 18号

### 「市民・自治・協働・コミュニティ」の定義を議論しました

#### プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ  
 19:05 ◆ 幹事会からの報告  
 19:15 ◆ 言葉の定義  
 「市民」  
 19:40 「自治」  
 20:20 「協働」  
 20:40 「コミュニティ」  
 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第18回まちづくり市民会議が、平成25年6月27日(木)、いきいき情報センターの多目的ホールで開催され、登録総数79人中31人の参加があり、傍聴は5人でした。

まず幹事会から、市民会議で出された意見を条例に盛り込むべき内容に集約していく作業を進めていることが報告されました。

今回の市民会議は、自治基本条例における「市民・自治・協働・コミュニティ」の定義を議論しました。会議では、幹事会における定義の議論の経緯を皆さんに伝え、その後、質問を受け、幹事会が答える形式で進め、それぞれの言葉の定義の認識について話し合いました。

#### 次回のお知らせ

日時：7月25日(木) 19:00~21:00

場所：いきいき情報センター 多目的ホール

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課  
 TEL : 092(921)2121 FAX : 092(921)1601  
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

#### 市民会議の流れ

##### 役割分担と進め方

- 第1回 H24. 1. 16(月) 第2回 H24. 2. 2(木)  
 第3回 H24. 3. 7(水) 第4回 H24. 4. 19(木)  
 ・条例の制定の手順と市民会議の役割と体制  
 ・参加者の範囲 ・会議の進め方  
 ・幹事会の役割と構成 ・設置

##### 課題・解決方法の分析(1)

- 第5回 H24. 5. 24(木) 第6回 H24. 6. 29(金)  
 第7回 H24. 7. 27(金) 第8回 H24. 8. 23(金)  
 第9回 H24. 9. 26(水)  
 ・自治基本条例制定の経緯と動機  
 ・市における課題や不満等  
 ・課題や不満等の集約内容の点検  
 ・「情報共有・議会・市民」の分析  
 ・分析から条例への道筋

- 第10回 H24. 10. 29(月) 勉強会  
 ・自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

##### 課題・解決方法の分析(2)

- 第11回 H24. 11. 22(木) 第12回 H24. 12. 19(水)  
 第13回 H25. 1. 25(金) 第14回 H25. 2. 20(火)  
 ・「市民参加の仕組み・職員・市長・行政・個別の政策課題」の分析

##### 盛り込むべき要素(1)

- 第15回 H25. 3. 27(水) 第16回 H25. 4. 25(木)  
 ・前文に盛り込むべき内容の素材  
 ・市民の定義 ・盛り込むべき内容の整理

##### 定義

- 第17回 H25. 5. 23(木) 第18回 H25. 6. 27(木)  
 ・市民・自治・協働・コミュニティの定義

# 市民・自治・協働・コミュニティの定義

自治基本条例における「市民・自治・協働・コミュニティ」の定義について、これまで市民会議で集めた意見をもとに幹事会がまとめた定義案について議論しました。

## 市民

する者及び

市民とは、市内に居住し通勤、通学する個人及び市内において、事業または活動する個人または法人その他団体をいう。

太宰府で活動している人、太宰府に関わる人全てが「市民」

役割・責任・義務と権利を負うことを考えて

※住民投票の時に“住民とは？”を議論する

## 自治

前文へ

自分たちには行政も市民も含まれる

太宰府に関わる全ての人、自ら関わるということ

自治とは、住み良い太宰府を実現するために、自分たちのことは自分たちで考え、自ら責任をもって解決していくことをいう。

「自治」を定義しなくてよいのでは？

市民・行政・議会のお互いが責任を持ってまちづくりに取り組む基本条例の前提が必要

→前文 or 基本原則へ

市民・行政・議会それぞれに解決するのではなく、一番上に市民。間違った自治体運営には市民が責任をもつ

自治基本条例だから議論すべきなのか？自治基本条例とは？

市政運営の基本ルールを定めるのではないか

条例に出てこない限り定義する必要なし  
→素案作成段階で再度議論する

## 協働

協働とは、市政運営や地域社会の課題の解決を図るため、市民・行政・議会・市民相互が、それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

「協働」を定義しなくてよいのでは？  
(→前文へ？)

高齢化等、住民が責任をもって行えるか？  
どうやって地域社会を成立させるか

協働の悪いイメージ、偏った使われ方をしていることがある  
→互いに理解できるまで純粋化を

協働という名の下、市民に仕事を押し付けていないか？

「協力して取り組みましょう」ということ  
→言葉の本質はOK

## コミュニティ

コミュニティとは、自治会その他の地縁団体及びさまざまな地域の課題に取り組む活動団体をいう。

なぜ定義するか？  
→支援する対象を明確にするため

扱うのは異質ではないか。  
自治基本条例は、市民と行政の関係をルール化するものではないか。

自治会のような任意団体を入れるべきではない



▲口の字に座り、議論スタート



▲幹事会の解説



▲お互いの意見を大切に聞き合う